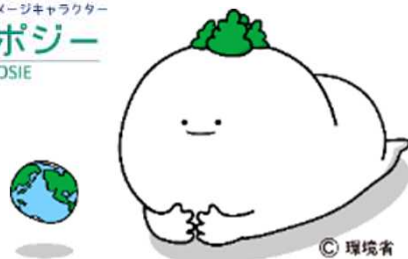


「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいだらぽじー
DAIDARAPOSIE



参考資料3-1

ネイチャーポジティブ経済の実現に向けた環境省の施策

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性主流化室
2025年3月



2023年COP15で決定した新世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保



← 枠組み
全体の
仮訳は
こちら

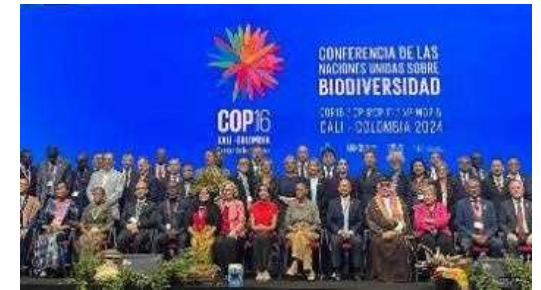
実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)の結果概要

期間 2024年10月21日(月)～11月1日(金) (翌2日朝) ※ 次回COP17は2026年にアルメニア・エレバンで開催予定。

ポイント

- 生物多様性条約COPとしては過去最大規模の13,000人超が参加。
- 日本政府代表団として、外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省から参加。ハイレベルセグメントには松澤裕・環境省地球環境審議官が出席。
- 2022年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF) 採択後初のCOP。GBFの着実な実施に向けた具体的な仕組みや進め方について議論。
- 遺伝資源のデジタル配列情報 (DSI) の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民等の参画に関する補助機関の設置を決定。他方、GBF実施のための資源動員、GBFモニタリング枠組等は、最終日に会合が中断され採択に至らず。
- 環境省から、生物多様性国家戦略改定や実施の経験、30by30目標実現のための自然共生サイトの認定、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス、外来種対策、SATOYAMAイニシアティブなどの日本の取組を発信。



主な議題の概要

- 遺伝資源のデジタル配列情報 (DSI)
COP15で設立が決定された多国間メカニズムに関し、DSIから利益を得る業界のDSI使用者が、利益などの一部をグローバル基金※に拠出することを締約国が促すこと等が決定された。拠出率や対象企業規模の目安は次回COP17までの期間に更に検討される予定。
(※今次会合において「カリ基金」と呼ぶこととされた。)
- 生物多様性保全のための資源動員、GBFモニタリング枠組等
GBFの実施に必要な資金を動員するための中期戦略、GBFの進捗を測るための指標を含むモニタリング枠組等については、いずれも採択に至らなかった。

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)再開会合の結果概要



日程等

日時：2025年2月25日(火)～2月27日(木)

場所：国連食糧農業機関（FAO）本部（イタリア・ローマ）

議長：スサナ・ムハマト コロンビア環境・持続可能な開発大臣

議題：モニタリング枠組、レビューメカニズム、資源動員、資金メカニズム、
他条約及び国際機関との協力、COPの多年度作業計画、組織的事項 等



主要議題の採択時

ポイント

- 2024年10月のCBD-COP16が中断されたことにより、残された議題を議論するため開催。
- 参加人数は約900名（うち締約国は574名）。サイドイベントはなく実務的な会合。
- 資源動員・資金メカニズムは、2025年から2030年までの資源動員戦略フェーズII（2025-2030）や2030年以降に向けた資源動員の枠組の運用のためのロードマップ等が決定。
- レビューメカニズム・モニタリング枠組は、GBFの実施をモニタリングするための枠組（指標を含む）並びにCOP17及びCOP19で実施が予定されるグローバルレビューの仕組みが決定。
- 残された全ての議題が採択され、延長されたCBD-COP16は正式に閉幕。
- DSIの使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの資金源となる民間拠出を中心とした「カリ基金」の設立がメディア向けイベントで発表されたが、現時点での企業からの拠出は表明されていない。

ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）

- ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として、2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において、議長国日本の主導で設立。
- 2024年度は、COP16サイドイベントにおいてネイチャーポジティブ経済の実現に資する関係機関のキーノートスピーチ及びG7企業（計7社）の具体的な活動やソリューション（開示に関する事項等）の共有等を実施。
- 2025年3月現在、G7各国政府、企業等計24の団体が加盟。

[G7 Presidency](#)
[Workshops](#)
[Members](#)
[About us](#)
[News](#)

G7ANPE

G7 Alliance on Nature Positive Economies

Activities



Share good practices of nature-positive technologies, business models, etc.



Share and disseminate the opinions of national governments on the elements and issues that should be covered by information disclosure



The G7 Presidency decide the theme and implement the project.

 Nature Define Corporation WEBSITE	 NEC Corporation WEBSITE	 Jacobs Solutions, Inc. WEBSITE	 yamato co., Ltd. WEBSITE	 Séché Environnement WEBSITE	 Members Co., Ltd. WEBSITE	 NPO Karatsu Farm & Food WEBSITE	 TAISEI Corporation WEBSITE
 Canada Government	 French Government	 Italian Government	 German Government	 U.K. Government	 U.S. Government	 Japanese Government	 European Union (EU)
 WBCSD WEBSITE	 WWF International WEBSITE	 Biodiversity in Good Company Initiative WEBSITE	 Japan Committee for IUCN WEBSITE	 KCNC (Keidanren) WEBSITE	 Japan Business Initiative for Biodiversity (JBIB) WEBSITE	 Sumitomo Chemical Co., Ltd. WEBSITE	 SynecoO, Inc. WEBSITE



COP16におけるサイドイベントの様子

【主催】環境省、経団連、G7ANPE
 【日時】10月28日 15時00分～16時20分（コロンビア時間）
 【登壇者】環境省、WBCSD、TNFD、IUCN、経団連、企業7社
 （うち日本企業5社：王子HD、大成建設、三井物産、NEC、FANPS）
 【最大参加者数】100名程度（立ち見が出るほど盛況）

[G7ANPE専用ウェブサイト](#)

生物多様性国家戦略2023-2030の概要



ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～

- 生物多様性国家戦略・基本戦略 3「ネイチャーポジティブ経済の実現」を具体化。
- 企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスでもあることを、3つのポイントで整理

- ①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例
- ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
- ③国の施策によるバックアップ

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

※ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化するを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済

令和6年3月
環境省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている（出所：When the Bee Stings（BloombergNEF2023）

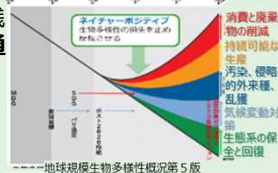
経済活動の自然資本への依存とその損失は、明確なリスク。社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）への移行が必要。



①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

・事業活動上のリスク・機会を特定し。価値創造につなげるというプロセスを、企業既に気候変動などの分野で実践→ここに自然資本も組み込み、TNFD等の情報開示を通じた資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける

・脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口からビジネス機会の創出が期待
→具体例と市場規模を提示



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の
負荷の低減を

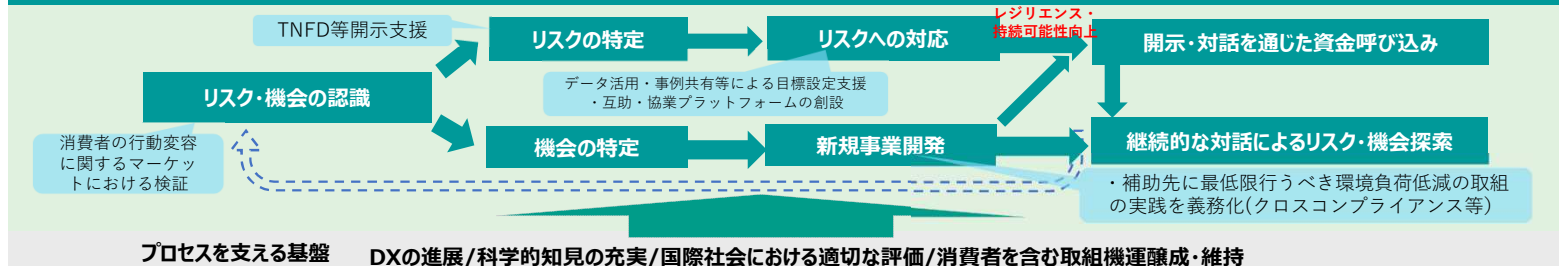
総体的な負荷削
減に向けた一歩ず
つの取組も奨励

損失のスピード
ダウンの取組に
も価値

消費者ニーズの創出・充足

地域価値の向上にも貢献

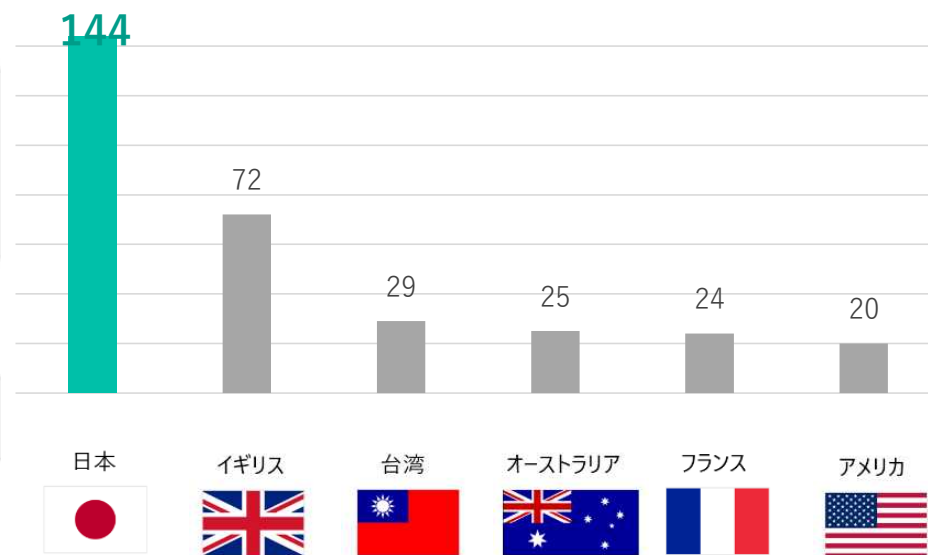
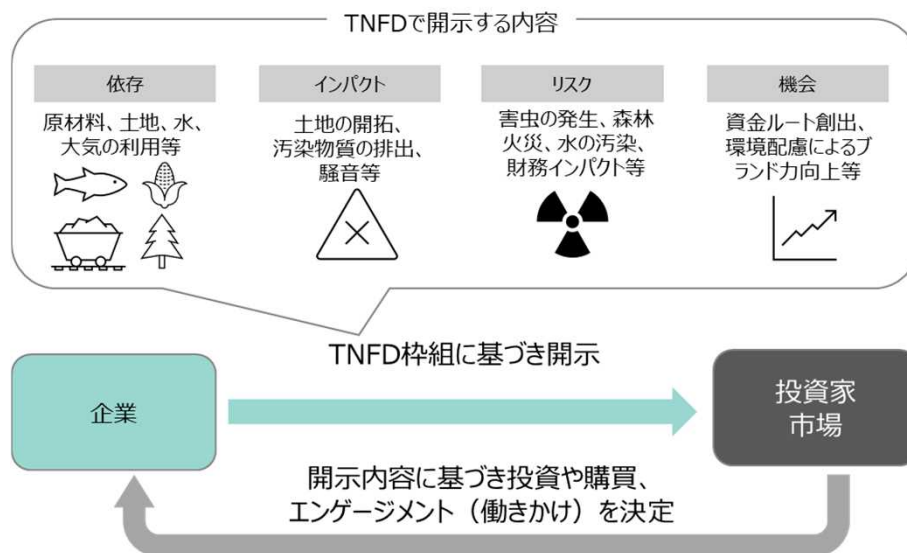
③国の施策によるバックアップネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策



TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）v1.0

- 自然への危機的な状況と、企業や組織によるリスクの管理と開示を支援するフレームワークを開発するために、国際的なイニシアティブ、“TNFD”（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、2021年に発足された。
- 2023年9月にTNFD最終提言v1.0が発行。 **ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）**と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した**4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）**の開示を推奨。
- 2024/2025会計年度においてTNFD統合開示を公表予定として登録した企業（TNFD Adopter）は **世界で543社が表明している中、日本は144社と世界最多**（※2025年2月28日現在）
- 環境省は、TNFDに2年間で**約50万ドル相当の拠出**（直接・間接支援の合算）をすることを決定し、2024年10月28日公表

TNFD Taskforce on Nature-related Financial Disclosures



資料：TNFD Websiteより環境省作成

TNFDに対する日本の拠出

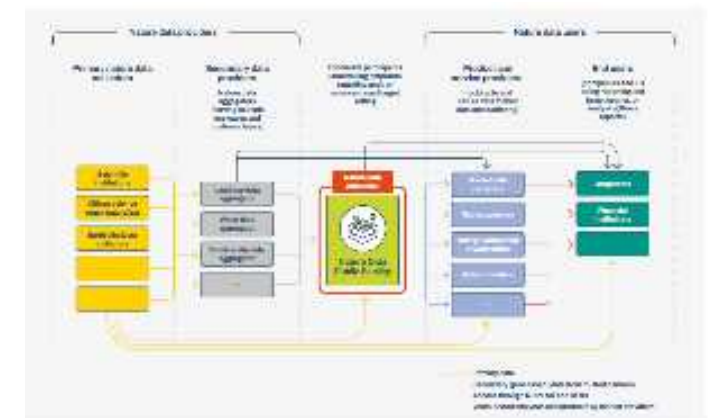
- 環境省は、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)に2年間にわたり約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）をすることを決定し、2024年10月28日公表
- 今般の拠出を通じて、TNFDとの共同研究を実施し、TNFDデータファシリティ（※）の立ち上げに参画しつつ、TNFDとの連携を進める。
- 日本企業向けガイドライン、ワークショップ、G7ANPEのような国際発信の場の提供等を通じて企業による自然関連財務情報の開示を推進する。

※ Nature Data Public Facilityのコンセプト



COP16におけるG7ANPEサイドイベントで、本拠出を発表

引用元：
<https://tnfd.global/tnfd-secures-funding-from-the-government-of-japan/>
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2024/10/Discussion-paper_Roadmap-for-enhancing-market-access-to-nature-data.pdf?v=1730281144

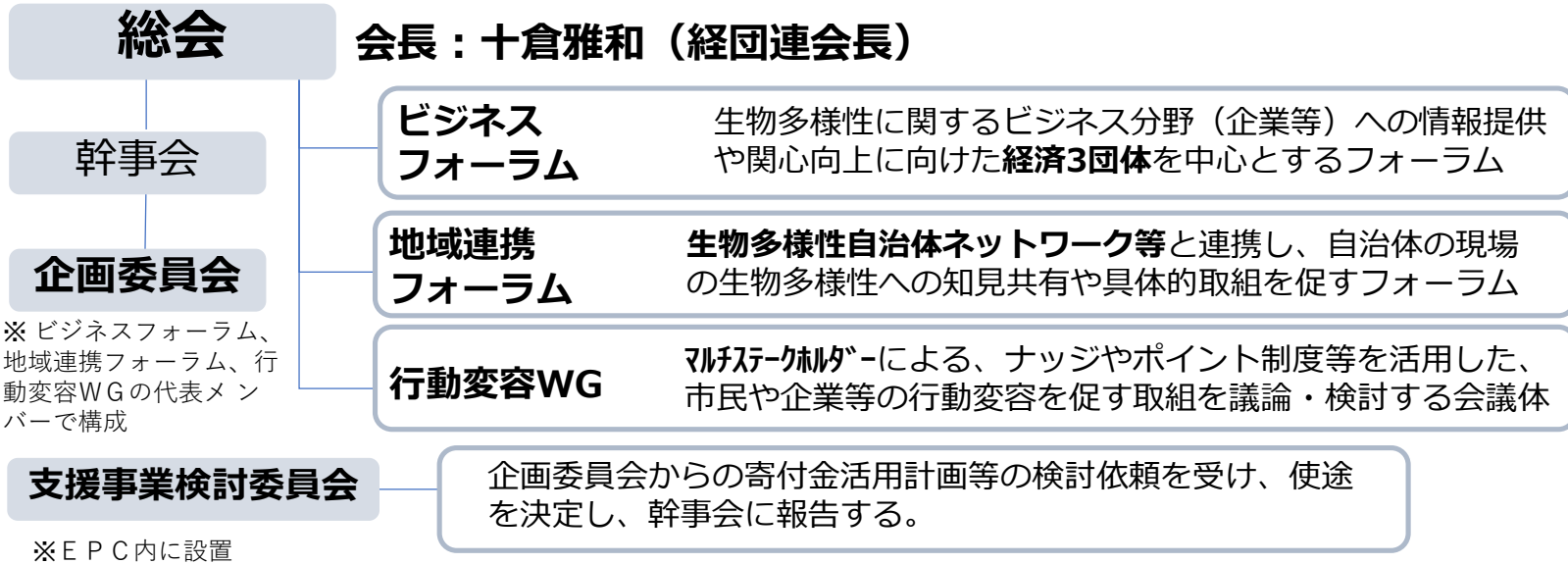


TNFD自ら恒久的なファシリティ立ち上げは想定していないが、試験フェーズを2025年に進めることを含め、新たなロードマップ案がCOP16の機会に公表
 （2025年1月中盤まで意見照会を受付）

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）

- 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の後継組織として、2021年11月に**2030生物多様性枠組実現日本会議（Japan Conference for 2030 Global Biodiversity Framework/通称：J-GBF）**を設置。
- 日本経済団体連合会会長（十倉雅和氏）を会長とし、各界・各層に発信力・影響力を持つ経済団体・自治体ネットワーク・NGO・ユース・関係省庁等の約40団体が加盟する、産官学民からなる連携プラットフォーム。事務局は環境省。
- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国内戦略2023-2030」の達成に向け、国内のマルチステークホルダーの参画及び自発的な取組と連携の促進を目的に活動。
- 総会の下に、各テーマ・主体にフォーカスしたフォーラム・WGを設け、シンポジウムやビジネスマッチングイベント等を実施。

＜J-GBFの全体構造＞



生物多様性プラン

2050年 自然との共生に向けた4つのゴール

すべての
生態系を守り、
取り戻す。

自然と
いっしょに
繁栄する。

自然の恵みを
公平に
分け合う。

事業として
取り組み、
協力して
目標を達成する。



スマート版のダウンロード
はこちらから

2030年 ネイチャーポジティブに向けた23のアクション

生物多様性への脅威を削減するために。

生物多様性の恩恵を享受しつづけるために。

生物多様性の保全を当たり前にするために。

1 それぞれの地域に あった計画と管理を。	2 生態系を 回復しよう。	3 陸と海を 守ろう。	4 種を絶滅から 守ろう。	9 野生種の利用を サステナブルに。	10 農林水産業を サステナブルに。	11 自然の恵みを 取り戻そう。	14 あらゆる意思決定 で意識しよう。	15 ビジネスの真ん中 で取り組もう。	16 消費に サステナブルな 選択肢を。	17 バイオテクノロジー をもっと安全に。	18 有害な インセンティブを 見直そう。
5 野生種の乱獲を やめよう。	6 外来種の 定着を減らそう。	7 汚染を 減らそう。	8 生物多様性と 気候変動を統合的 に解決しよう。	12 水と緑あふれる 街作りを。	13 遺伝資源の利益を 適切に分けよう。		19 実行に向けて 資金を確保しよう。	20 技術をシェアして 共創しよう。	21 データや情報を もっと使いやすく。	22 みんなで考え みんなで決めよう。	23 ジェンダー平等で 推進しよう。

第4回ビジネスフォーラム（令和6年12月3日）



概要

- 経団連自然保護協議会2024年度シンポジウム
2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)第4回ビジネスフォーラム
- 第1部 シンポジウム（13:30～15:55）
 - 開会挨拶 経団連自然保護協議会 西澤敬二会長
 - 基調講演 早稲田大学大学院 経営管理研究科 早稲田大学ビジネススクール教授 入山章栄氏
 - パネルディスカッション
テーマ：「自然と共生する世界」に向けた企業経営の在り方
「ネイチャーポジティブ経営」を通じた企業価値向上
＜Part 1＞自然価値の見える化への挑戦
＜Part 2＞ネイチャーファイナンスの展望
- 第2部 ビジネスマッチング、企業とNGO等の交流会（16:05～18:00）
出展企業18社・団体／出展NGO 11団体 ピッチ

第1部シンポジウムには240名が参加。第2部ビジネスマッチングにおいても210名が参加し、出展者ブースにおいて活発な意見交換があり、新たな連携構築を目指したネットワーキングを実施。



ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム（仮称）の立ち上げ

ネイチャーポジティブ 経営推進プラットフォーム

ネイチャーポジティブ経済移行戦略を具現化し、
新たに生まれるビジネスチャンスの促進とともに
ネイチャーポジティブ経済への移行と企業の成長を支援。



共同
プロジェクト

マッチング

キャパビル
支援



ネイチャーポジティブ経営を
目指す企業・支援する企業



ネイチャーポジティブ経済に
資する技術を有する企業

ビジネス機会の創出

互助・協業の推進

NP 経済への移行

令和6年度 気候関連財務情報開示を活かした自然関連財務情報開示支援モデル事業 (通称：ネイチャー開示実践事業)



- TNFD開示提言等に沿った自然関連財務情報の開示に取り組む企業を支援
- 本モデル事業を通じて自然関連財務情報開示につき報告活用者にとってdecision-usefulな事例を創出し、支援結果を広く発信することでTNFD開示等に取り組む日本企業の増加と開示内容の質的向上を目的としている
- 令和7年1月30日には成果報告会を開催、500以上の参加者。⇒**アーカイブ配信予定**
- 各社の支援結果を踏まえ、「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ（2024年3月）」の改訂版ガイダンスにおいて本モデル事業の結果を掲載予定



TNFD提言における開示事項と本モデル事業のスコープ

4つの柱	要求項目概要（※各柱の項目）	本モデル事業のスコープ	参加企業
ガバナンス	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。 A B C	パターン① 自然資本のシナリオ分析を支援する TNFD提言からの抜粋 「自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。」	株式会社竹中工務店 KDDI株式会社
戦略	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。 A B C D	パターン② 自然資本の目標設定を支援する TNFD提言からの抜粋 「組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。」 ※TNFDはSBTNによって開発された方法を使用して自然に関する科学に基づく目標を設定することを推奨する。	TOPPANHD株式会社
リスクと影響の管理	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。 A B C		
測定指標とターゲット	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。 A B C		

実践を通じた気づき

- シナリオ分析は、**自然資本関連リスク機会の深掘りによる、レジリエントな経営体制の構築、長期視点に立った経営戦略のブラッシュアップ、自然資本に対する社内の意識向上**につながる。
- **社内の多様な職域・職階のメンバーを集めたワークショップの実施が効果的。**
- **気候関連シナリオを統合する視点が重要。**
- 本来の自然の状態を確認し、できる限り影響を小さくする**目標設定のノウハウが蓄積**できた。
- 目標設定を通じ、**事業所と共同での対策方針の検討**につながった。
- **公開データ不足が課題。**
- **効果的に行うためには、自社以外の関係者を巻き込み、コレクティブアクションにつなげる**ことが重要。

自然関連財務情報開示のためのワークショップ（ネイチャーポジティブ経営を実践する会）



- 昨年の「ツール触ってみようの会」に続き、ベーシック編・アドバンス編 2 回にわたり開催。
- ベーシック編では、中小企業等におけるネイチャーポジティブ経営の重要なポイントや、その取組におけるTNFD等の自然関連財務情報開示の関連性を解説。
- アドバンス編では、2024年11月発行の**TNFD Nature Transition Plans**を解説。

ベーシック編

- ・令和6年12月18日(水)、中堅・中小企業、スタートアップ・ベンチャー企業等を対象に実施。現地・オンライン含め300社を超える参加。
- ・「ネイチャーポジティブ経営実践のポイント」の解説や、最新のネイチャーポジティブ経営の事例等を踏まえ、今後のネイチャーポジティブ・アクションを考える機会を提供。

アドバンス編

- ・令和7年1月29日(水)、TNFD開示を予定しているまたは開示済みの企業等を対象に実施。現地・オンライン含め600名超が参加。
- ・企業の自然移行計画、ネイチャーポジティブ経営に求められるポイントを解説。**TNFDのNature Transition Plansのワークショップ**を実施。
- ・TNFD分析結果を踏まえた経営戦略事業戦略策定時の課題や予測される要素、当ワークショップ後のアクションなどについてディスカッション。



アーカイブ配信し
ています

アーカイブ
動画・資料



生物多様性に関する国際標準化等に向けた取組

ネイチャーフットプリントの開発と国際標準化

【概要】

- 事業活動による企業ごとの環境負荷を可視化できるツール（ネイチャーフットプリント）を開発。
- 金融機関・投資機関による評価への活用を想定し、それら機関や事業会社の参画のもと開発。
- TNFDとの共同研究を行い、TNFDデータファシリティづくりに参画しつつ、コネクティビティを確保。

【事業規模】

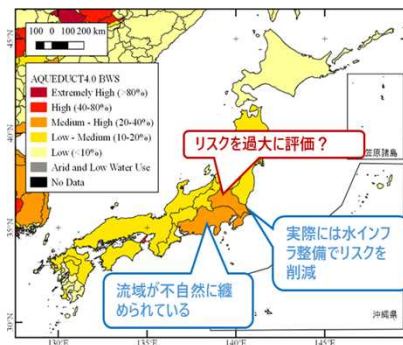
期間：令和6年度～令和7年度

予算：2年合計 約20,000万円（予定）

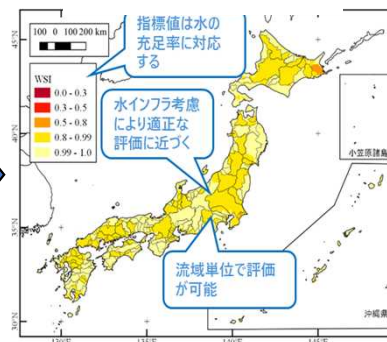
※内閣府科学技術イノベーション予算（BRIDGE）を用いて実施



WRI AQUEDUCT 4.0
（日本の水リスクが過大評価）



日本から提案する指標
（水インフラを勘案した評価）



国際ルールメイキングの勝ち筋の検討・打ち込み

【概要】

- 国際ルール形成の動向を踏まえた、ネイチャー分野での標準化戦略づくり、資金・人材等のメカニズムの検討。
- 社会実装の喫緊性の高い標準化策の促進。
- ネイチャー分野の国際ルール人材の育成促進。

生物多様性・自然資本を巡る“国際標準”



【事業規模】

期間：令和6年度

予算：約20,000万円

※内閣府科学技術イノベーション予算（BRIDGE）を用いて実施

◆経済財政諮問会議 十倉議員発言 ポイント

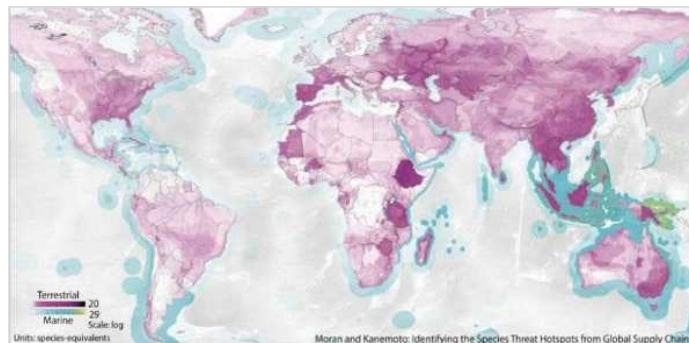
我が国が主導して国際ルール化を進めることは、グローバル戦略としても非常に重要。日本企業は「技術に勝ってもルールで負ける」と言われる。グローバル戦略やG X・エネルギー戦略にとって極めて重要なグリーン分野を含めた国際ルールの形成を。

ISO/TC331における生物多様性の標準化に関する取組状況

- TC331は、2020年8月にフランス提案でISO内に新設された「生物多様性」に関する専門委員会。
- 2025年1月現在、同分野で発行された国際規格（IS）はないが、生物多様性に関する測定や評価、保護・保全・回復、組織・戦略・持続可能な利用などをテーマに、複数規格が開発段階にある。
- 日本は2021年12月に正規メンバーとして参画し、以下に示すような既存の測定・評価・指標をはじめ、優れた技術やノウハウを有する我が国の知見を国際標準規格へ適切に反映し、自国産業の国際競争力強化につなげ、ネイチャーポジティブ経済の実現を目指している。

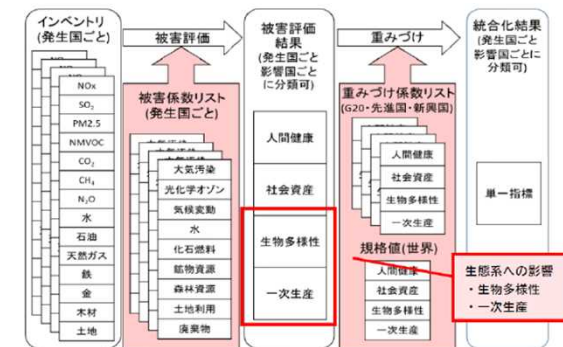
WG	規格等の案*
WG1：用語	CD 13208：用語
WG2：測定・データ・モニタリング・評価	DIS 17620：生物多様性のネットゲインを設計及び実施するためのプロセス
WG3：保護・保全・回復	AWI/TR 25182：生態系ネットワーク
WG4：組織・戦略・持続可能な利用	DIS 17298：組織レベルで生物多様性を戦略的及び運用的に表明するための要件とガイドライン
	DIS 17317：在来種由来の製品の特性評価のためのガイド

* CD,DIS等は規格の開発段階を示す。



測定・評価例：日本の消費に関連した世界の生物種の脅威ホットスポット

出典：金本他、Identifying the Species Threat Hotspots from Global Supply Chains、Nature Ecology & Evolution 2017



指標例：LIME 3 世界を対象とした日本発の環境影響評価手法

出典 生物多様性民間参画ガイドライン（第3版） 参考資料編

ASEAN諸国からのゴムやコーヒー等の自然資本の適正な調達の手法の確立

【概要】

- リモートセンシング技術等の先端技術を活用し、**ASEAN地域からの自然資本のサステナブル調達の評価検証事業**を実施。対象は自動車向けのゴムやコーヒー等を扱う。
- **実施者は「みずほ銀行、みずほRT、国際航業等やネイチャー系スタートアップ企業のバイオーム」**がコンソーシアムを形成して取組む。
- また、併せてASEAN諸国と強い結びつきのある、IGES（地球環境戦略研究機関）において、**ASEAN諸国に関するネイチャービジネスに関する調査**を実施。

※一部取組は
「経団連自然保護協議会」と連携
して、企業アンケート調査等、日本企業のニーズの調査等を実施。



 いきものの暮らす世界に暮らすすべての人類に必携のアプリ!!

【事業規模】

期間：令和6年度

予算：合計 約7,700万円（予定）

※本事業は、R5年度経済対策補正予算の一環として、内閣府科学技術イノベーション予算BRIDGE）を用いて実施

【出口戦略】

- 日本企業にとってASEAN諸国は重要な国々であり、**グローバル・サウスとの連携の観点**において重要。
- ネイチャーポジティブな取引、すなわち、日系工場が**科学的に検証された適切な方法で自然への環境負荷を低減する取組**を進めているかは外交上においても重要。
- こうした、サプライチェーンのネイチャーポジティブ化推進に向けたASEAN事務局とも連携し調査を進め、また**日本の関係各省に向けた課題を整理した政策提言を内閣府と連携して実施**。

◆ネイチャーポジティブ経済移行戦略とのかかわり

「スタートアップ企業等が持つネイチャーポジティブに資する技術の活用推進のためのマッチングや**情報発信等の実施**【環境省】」

※ネイチャーポジティブ経済移行戦略P.14より抜粋

◆国際機関を通じたASEANとの連携について

【ERIA】 **アジアのOECD**と呼ばれるインドネシアの国際機関。海洋プラや自動車リサイクルで連携。**ネイチャーポジティブでの連携についても今後検討していく。**

【IGES】 ASEAN事務局と定期的に打ち合わせを実施する等している国内にある環境関連を得意とする国際機関である。

ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再エネ推進技術の実証



気候変動と生物多様性の損失への一体的な対応が重要視される国際情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの社会的受容を向上させるために必要な技術の確立や、脱炭素社会の構築への新しいアプローチとしての技術シーズの促進を目指し、**自然環境と調和した再生可能エネルギー導入の加速化のための技術実証をエネルギー対策特別会計を活用し実施。**

自然資本活用による太陽光発電施設の総合的評価分析事業

採択事業者：東急不動産株式会社

実施期間：令和6～8年度（予定）

実施内容：再生可能エネルギー発電施設（太陽光）における、植生管理等を適切に行った際の生物多様性への正負の効果や発電効率・経済効果などを検証し、正の効果を最大化するための検証を実施。

- ① 災害抑制効果
- ② 炭素貯留効果
- ③ 生物多様性保全効果
- ④ 地表面温度抑制効果
- ⑤ 発電効率向上効果
- ⑥ 事業収益向上効果



植物が持つ多様な効果の活用

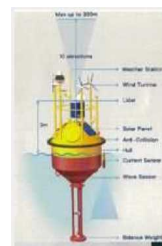
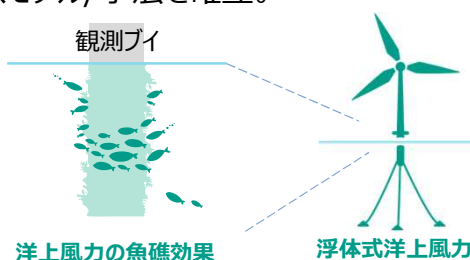


洋上風力発電施設における海洋自然生態系への影響評価実証と地域における理解醸成促進事業

採択事業者：輪島建設共同組合

実施期間：令和6～8年度（予定）

実施内容：浮体式洋上風力の導入促進を図るべく、漁業関係者等の理解醸成に資する魚類等への生態系影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法を確立。



観測ブイ



図1 事業予定区域

① バイオミミクリー（生物模倣）活用による再生可能エネルギー施設のO&Mにおける超音波検査簡便化技術の実証事業

② 昆虫の色識別能力の研究に基づく風力発電の発電効率維持に資する技術の実証事業

採択事業者：①株式会社東芝

②Nanosuit株式会社

実施期間：令和6～7年度（予定）

実施内容：

① 昆虫の肢構造を模倣することで、環境負荷が高いとされる液体接触媒質を使用しない超音波検査を簡便化する技術を開発。

② 風力発電の発電効率低下の一因であるブレードへの昆虫の衝突・付着への対策として、昆虫特有の色識別能力の研究にもとづく衝突回避に効果を有する塗料を開発。



左図：液体接触媒質を使用した従来の超音波検査（上記①）
右図：風力発電における昆虫の衝突・付着の状況（上記②）

栃木県那須塩原市における自然資本の経済価値評価

- 「ネイチャーポジティブ」「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」の取組の相乗効果を狙う那須塩原市において、**地域が有する自然資産・生態系サービスの経済的価値を試算。**
- 日光国立公園から市街地まで幅の広い生態系・エコトーンを有しており、**水源涵養機能や旅行地としての価値、不動産価値等複数の視点が得られた。**



・山岳部・国立公園

- ✓ 水源涵養林の保全： **森林の価値年間1,140億円**(うち水源涵養機能412億円)
(「[森林の公益的機能の評価額](#)」(林野庁 2000) に基づき概算。)
- ✓ 国立公園の活用： 観光客が支払う旅費を基に試算、**年間450億円程度**(トラベルコスト法)

・里地里山、山間地

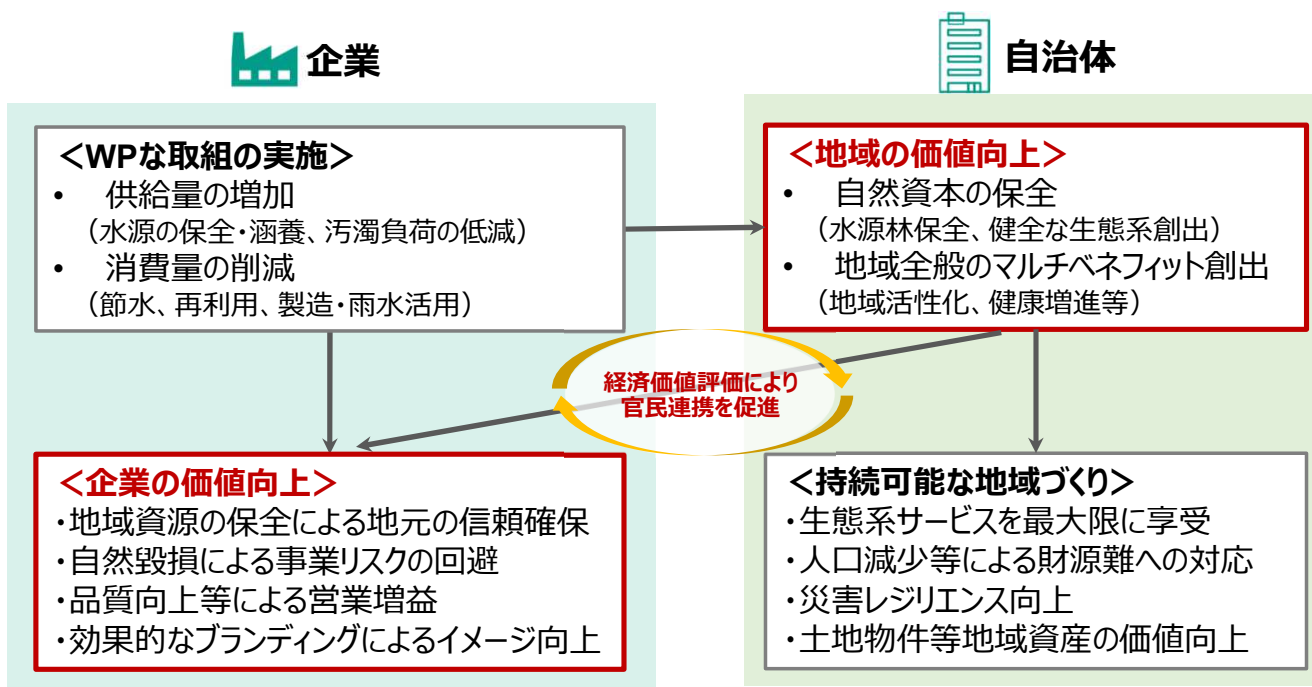
- ✓ 谷津の活用： 貴重な農業生態系の保全するためのエコツーリズムを実施すると仮定した場合の潜在的価値 **年間10億円(*)**
* 生物多様性への配慮での成功モデルとされる[兵庫県豊岡市の事例](#)を引用した場合の、可能性としての試算。
- ✓ 牛乳生産における環境配慮ラベル： 「サステナブル」な産地としての価値訴求の可能性。消費者が認知可能な価値として**5~10% (*)**
* 30by30に係る認証マークを使用した調査結果の報告 [環境省2023](#))、(牛乳の価格形成 [J-ミルク 2006](#))などを参照し試算。

・市街地の平地林

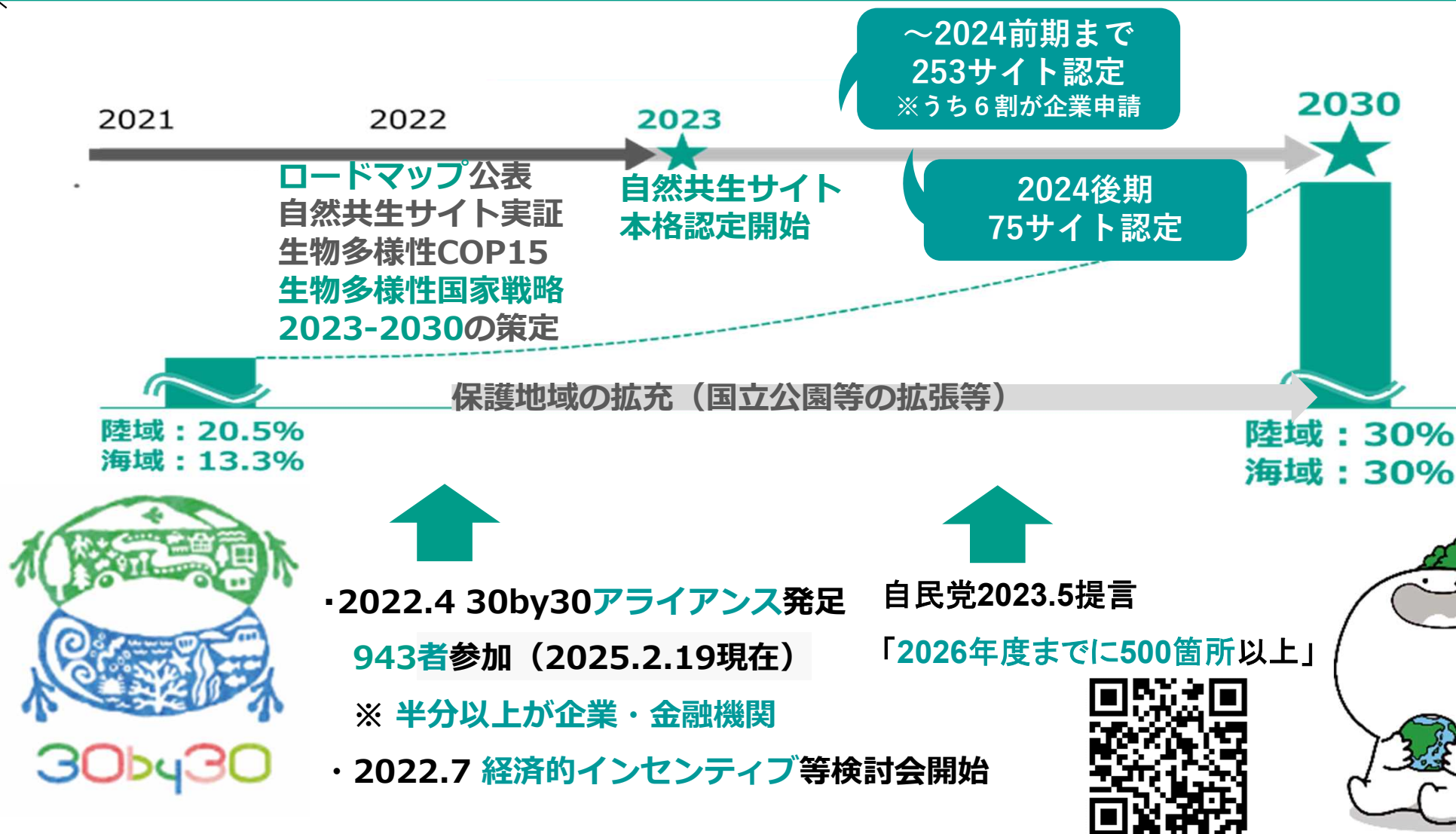
- ✓ 平地林の保全： 駅前のアスファルトをはがし緑地化を検討。市街地「平地林」の**緑視率を10%高めることで不動産価値にも影響(1.3%高められる(*)**)を及ぼす。
* (公園及び眺望が不動産価格に与える影響 [肥田2015](#))、(視界に入る「みどり」が住宅賃料に及ぼす影響 [ニッセイ基礎研究所 吉田2020](#))の論考を当てはめて試算。

企業のウォーターポジティブ（WP）な取組成果の経済価値評価

- 自然資本のうち、生活や経済、文化の発展に不可欠な「水資源」に着目。
- 大手企業の工場等が存在する那須塩原（那須野が原）をモデル地域として、**企業のWP*な取組成果を環境経済学的手法な観点から評価検証。**
- 具体的には、WPな取組による**①自然資本（水資源）を含む地域の価値向上、②WPな取組を実施する企業の価値向上（実経済的な経済効果等）**の2つの観点で可視化・定量化を実施。
- **企業のWPな取組の価値を評価し、地域価値へと接続**させることで地域におけるネイチャーポジティブを後押し。 ※ 消費量を上回る水の供給による、持続的な水資源の利用を意味



30by30目標（新世界目標ターゲット3）



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要

2024.4.12成立



(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

2025.4施行予定

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

先行的事例である「自然共生サイト」の認定例
(令和6年3月時点で184件を認定)



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

(2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

主なポイント

- ・ 手続きのワンストップ化
- ・ 場所ではなく場所に紐付く活動を認定（＝質の元々良い場所だけでなく、これから質を上げていく活動も認定対象）

自然共生サイト申請方法

令和7年4月から、自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行されます。
申請書の提出先は、独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）になります。
受付開始など詳細が決まりましたら改めてご案内します。

事務取扱要領【PDF:373KB】 → 審査の観点（認定基準）【PDF:352KB】 →

地域生物多様性増進活動の手引き

1.8MB → 別

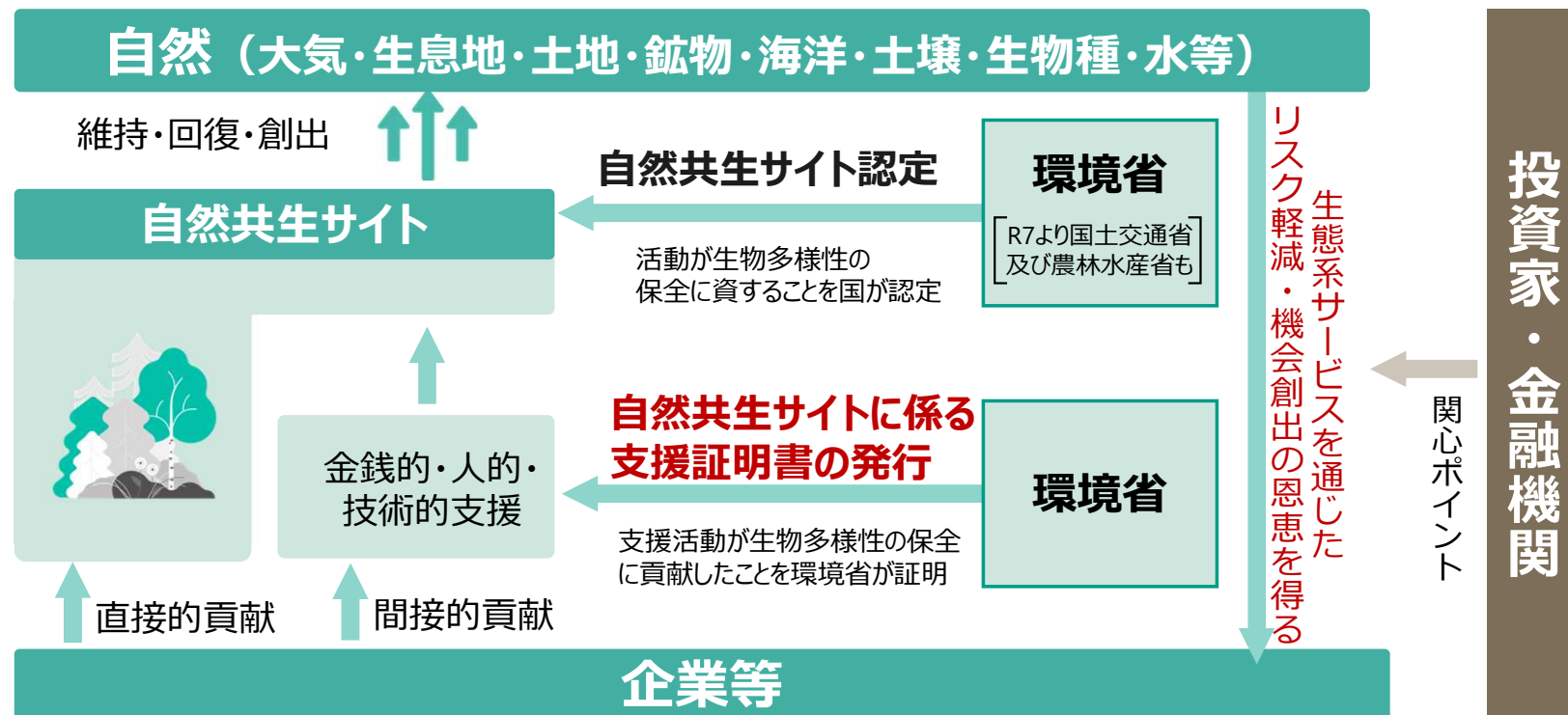
生態系タイプ毎の活動手法リスト【PI

新法に基づく
自然共生サイト
申請方法等は
HPに掲載済み



自分の土地でない自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 経済活動が依存している自然資本を損失することは、持続可能な経営上の明確なリスクである。経済活動を持続可能なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要となる。
- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができる。しかし、そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる。



(参考) 支援証明書（試行版）の発行イメージ

支援証明書（試行版） 発行イメージ



環境省
Ministry of the Environment
証明書番号XXXX-XXX

自然共生サイトに係る支援証明書
〇〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報
サイト名称: 〇〇〇〇
管理責任者情報: 〇〇〇〇市
✓維持タイプ □回復タイプ □創出タイプ

支援内容に係る情報
支援数: Xつ ※複数実施の場合は、2桁目以降に記載

実施1
実施に係る活動内容
アヤマモミに由来する生物多様性の保全活動を実施する。その中で、アヤマモミの生育状況を調査する。

インプット
自然共生サイトの維持管理に要する費用10万円

アウトカム
アヤマモミの生育状況が向上し、生物多様性が保全される。

支援実施日
(支援期間)
2024年7月

ロジックモデル
インプット → アヤマモミの生育状況の向上 → アヤマモミの生育状況の向上 → アヤマモミの生育状況の向上 → アヤマモミの生育状況の向上

本紙

記載項目

記載事項

支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
支援実施日（支援期間）		支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載

（※）記載のとおりアウトカムがであることを保証するものではない旨を明記



環境省
Ministry of the Environment
証明書番号XXXX-XXX

自然共生サイトに係る支援証明書（別紙）
〇〇〇〇株式会社 様

特記事項
活動内容に係る補足
・ 養蚕体験活動では、地元小学生を対象に1年間を通じ、年間10回程度の養蚕学習プログラムを実施しており、社員もスタッフとして参加している。

活動成果に係る補足
・ アヤマモミの生育状況が、支援開始より約1.5倍の〇〇%まで広がった。
・ アヤマモミの生育状況が広がったことにより、当該サイトにおける二酸化炭素の吸収量が支援開始前と比較して〇〇トン増えたと推定した。

生物多様性地域戦略への貢献
・ 当該サイトが設置する〇〇市の生物多様性地域戦略では、養蚕場の保全活動が関係する行動計画に盛り込まれており、地域戦略に沿った活動となっている。

※別紙に記載の内容は申請者による任意の記載であり、環境省による証明の範囲には含まれない

別紙

特記事項 （任意）

- ・ 今後の支援計画
- ・ 地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ
- ・ 支援によって実現したアウトカム
- ・ 支援プロジェクトの具体的内容
- ・ 支援者の本業との関連
- ・ その他の環境課題の解決への貢献

（※）別紙に記載の内容は申請者による任意の記載であり、環境省による証明範囲には含まれない

自然共生サイトへの支援マッチングページの開設

- 本年9月からの支援証明書の試行運用開始に合わせて、**環境省30by30ホームページ上に支援マッチングページを開設。**
- 支援を求める自然共生サイトだけでなく、支援を希望する企業等からの情報も掲載し、事務局を通じて連絡を取り合える仕組みにより**双方向からのマッチングを促進。**

支援マッチングページ (30by30)



自然共生サイト等の情報掲載

29件

支援希望企業の情報掲載

7件

環境省Youtubeにおける自然共生サイトからアピール動画の掲載



マッチングイベントの実施 (11月5日)

昨年度のマッチングの事例紹介、自然共生サイトの取組紹介、個別相談会、フリーディスカッションを実施。

自然共生サイト等の参加者

29者

支援希望者としての参加者

16者

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

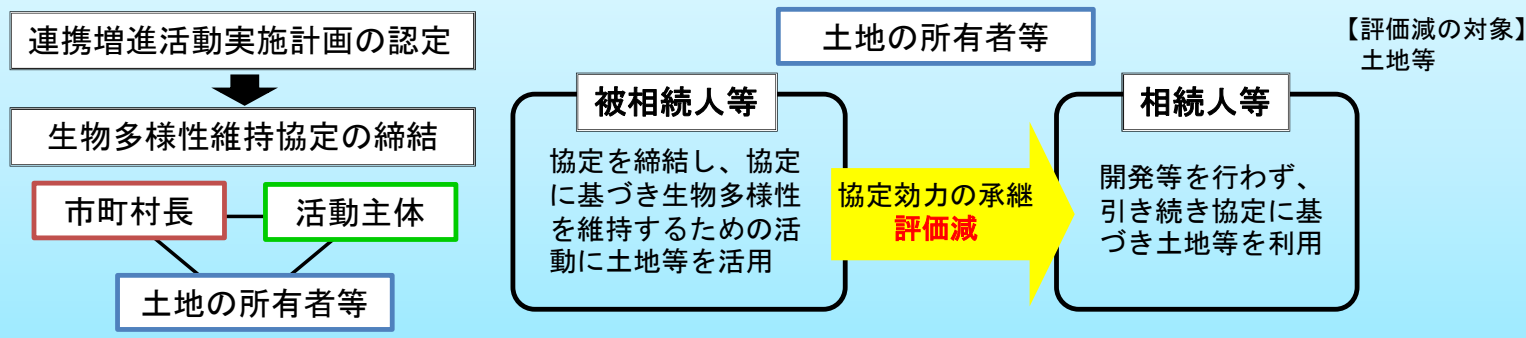
(2月末現在)

税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。**
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「活動実施者」や「中間支援」に対する支援（活動経費の補助）を実施。令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正**を予定。

【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額：1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域 内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト内における事業を含む ）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額：1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体（企業や大学等含む）、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額：1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内（最長3年）

令和7年度事業
スケジュール（予定）

令和7年4月上旬 公募情報公表・受付開始
5月上旬 応募申請締切
6月上旬 採択事業決定・通知

※ 令和7年度より間接交付となります。執行団体は4月頃に決定します。

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html